

# 指摘事項

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・短期入所生活介護

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第51号）

## 「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第52号）

## 「施設条例」

鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第48号）

## 「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日鳥取市条例第45号）

# ◎根拠条文

---

「老企第40号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

# ☆計画の作成

---

■施設サービス計画の作成に係るケアマネジメントについても、介護支援専門員に業務を担当させること。（施設条例第17条、地域密着条例第159条）

施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努めなければなりません。

※地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の場合、上記「施設サービス計画」を「地域密着型施設サービス計画」と読み替えるものとします。

# ☆重要事項説明書

---

■重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても記載すること。（施設条例第7条、条例第134条、予防条例第98条、地域密着条例第178条で準用する第10条）

# ☆身体拘束未実施減算

■身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していなかったため、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。また、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告し、改善が認められる月までの間、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。（施設条例第16条第6項第3号、地域密着条例第158条第6項第3号、老企第40号第2の5（5）、老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号第2の8（5））

身体拘束未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準に定める記録を行っていない場合及び基準に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなります。

# ☆認知症専門ケア加算

■認知症専門ケア加算Ⅰについて、加算が算定されなくなる状況が生じた場合は速やかにその旨を市に届け出ること。（老企第40号第1の2において準用する老企第36号第1の5、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第1の5）

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出してください。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。

# ☆夜勤職員配置加算

■夜勤職員配置加算について、午後10時から翌日の朝5時を含めた16時間の夜勤時間帯を設定すること。（老企第40号第2の5（10）、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の8（10）、老企第40号第2の2（12））

夜勤を行う職員の数、1日平均夜勤職員数とします。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間のことをいいます。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとします。



# ☆看護体制加算

---

■看護体制加算について、本体施設及び併設短期入所生活介護における看護師の勤務状況を区分すること。（老企第40号第2の5（9）、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の8（9）、老企第40号第2の2（10））

短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置する必要があります。

# ☆個別機能訓練加算

■個別機能訓練加算について、開始時及び3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。（老企第40号第2の5(14)で準用する第2の4（7）、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の8（14）で準用する第2の7（6））

個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該（地域密着型）特定施設の個別機能訓練の従業者により閲覧が可能であるようにしてください。

# ☆サービス提供体制強化加算

■短期入所生活介護におけるサービス提供体制強化加算Ⅱについて、職員の割合等を算出する際は本体施設と一体的に算出するのではなく当該サービスにおける職員の配置をもって算出すること。（老企第40号第2の2（21））

本体施設とショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましいです。